

第20回選挙管理委員会 会次第

令和6年11月6日(水)
午後4時～

1. 付議事項について

(1) 公職選挙法第30条の6の規定による在外選挙人名簿へ登録した者について

公職選挙法第30条の5第1項に基づく申請による有資格者2人(フランス、台湾)を登録します。

前回までの登録者	246人
今回の新規登録者	2人
今回の抹消者	0人
登録者総数	248人

(2) 令和6年10月27日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票結果について(専決処分報告)

このことについては、委員長の専決処分事項として、10月29日に馬場委員長の決裁をいただき、同日、県選挙管理委員会へ提出したので報告するものです。

(3) 公営ポスター掲示場設置減数の修正について

9月2日(月)の選挙管理委員会で決裁を受けた数に修正がありました。

(理由) 第205区投票区(ラ・サール学園)が第201区投票区(谷山小学校)に合区となることによる修正による

法定掲示場数	減数しようとする数	減数後の設置数
(修正前) 1, 144	(修正前) 398	746
(修正後) 1, 137	(修正後) 391	

(4) 公営ポスター掲示場の設置場所の告示について

公職選挙法第144条の2第8項及び第9項並びに鹿児島市議会議員及び鹿児島市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例第1条及び第2条の規定により、市長選挙及び市議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場を設置したので、鹿児島市選挙事務手続規程第53条の規定により、告示するものです。

ポスター掲示場設置数 746箇所

(5) 公営ポスター掲示場への選挙運動用ポスターの掲示開始日の指定及びその告示について

上記により設置した公営ポスター掲示場に選挙運動用ポスターを掲示開始できる日を、令和6年11月17日と定め、公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示するものです。

(6) 選挙立会人となるべき者を定めるくじの実施方法及びくじの実施日時等の告示について

公職選挙法第76条で準用される同法第62条において、候補者は、開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、選挙立会人を届け出ることができる旨定められています。

また、届け出られた者が10人を超える場合及び同一の政党等に属する候補者が届け出た者が3人以上あるときは、選挙管理委員会がくじで定めることが規定されていることから、市長選挙及び市議会議員補欠選挙におけるくじの実施方法を定めるとともに、同条第6項の規定により、くじの実施日時及び場所を告示するものです。

くじの日時 令和6年11月21日（木）午後5時15分

くじの場所 鹿児島市選挙管理委員会室（別館3階）

(7) 選挙運動従事者及び労務者に支給できる実費弁償並びに報酬の最高額の設定及びその告示について

公職選挙法第197条の2第1項及び第2項の規定により、市長選挙及び市議会議員補欠選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対する実費弁償の最高額並びに報酬の最高額を定め、告示するものです。

なお、金額は、同法施行令に定める基準額とします。

(8) 投票用紙の様式の告示について

市長選挙及び市議会議員補欠選挙における投票用紙の様式を告示するものです。

告示については、公職選挙法には定められていませんが、逐条解説において、「選挙人に様式を周知させるための告示は妥当な措置であろう」とされています。

なお、県選挙管理委員会においても同様に告示しています。

(9) 期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任並びにその告示について

公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定に基づき、市長選挙及び市議会議員補欠選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任するとともに、同法施行令第25条の規定によりその氏名、住所、従事すべき日時を告示します。

(10) 選挙人名簿の登録を行う日について

公職選挙法第19条の規定により、選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月及び12月並びに選挙時に行うこととされています。

また、同法第22条において、3、6、9、12月の定時登録は、登録月の1日現在により、同日行うことを規定していますが、同日が地方公共団体の休日に当たる場合は、翌開庁日に当該登録を行うこととされています。

来月12月の定時登録日である1日は、日曜日であることから、この規定に基づき、選挙人名簿の定時登録を、翌2日（月）に行うこととし、同法施行令第14条の規定により告示するものです。

(11) 政治活動用の事務所を表示する証票の作成について

公職選挙法第143条第17項の規定により、政治活動用事務所の立札及び看板については、選挙管理委員会が定める表示をしなければならないこととされています。

現在交付している証票の有効期限は、令和7年10月31日までとなっていることから、証票の更新手続きを行うに当たり、鹿児島市選挙事務手続規程第48条の2第2項に基づき、新たな証票の有効期限を定め、作成するものです。

新たな証票の有効期限 令和11年10月31日

(12) 期日前投票所の設置及び日時の変更について

10月14日(月)の選挙管理委員会で決裁を受けた日時に変更が生じた投票所がありますので、修正し、告示します。

鹿児島商業高等学校 (変更前) 11月18日(月) 16時～17時

(変更後) 11月20日(水) 16時～17時

(13) その他

① 選挙啓発標語の審査について(依頼)

別紙資料